

2024年1月29日

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿 介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 秋山 一弘

答 申 書

2024年1月25日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2023年度諮問第3号（「2024年1月4日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料について、「個人情報」、「法人等情報」又は「事務又は事業に関する情報」に該当する部分、更には第三者意見照会の結果を踏まえ、公開に支障ありと回答した旅行会社名を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料 [2023-3]

放射性廃棄物の地層処分事業に関して、関連施設見学の実施でNUMO職員が対応した事業の請求書、領収書、日程、施設名を明示した資料の2021年度、2022年分

2. 情報公開請求に対する機構の説明

・情報公開請求に該当する機構資料

- (1) 各種団体による施設見学の参加者を対象とした「宿泊施設手配等」、鉄道・飛行機チケットなど「各種交通手配等」および「保険料」に係る「請求書」および「領収書」
- (2) 施設見学の実績を取りまとめた「施設見学リスト」

・上記機構資料に係る公開の取扱い

上記機構資料については、規程第7条第1項に該当する情報は非公開とし、これら非公開部分を除いた部分について、部分公開とする。

3. 当委員会の判断

上記機構資料を確認したところ、規程第7条第1項に該当する以下の情報について、非公開とすることは妥当であると判断する。

また、これら非公開部分を除いた部分について、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当であると判断する。

【非公開部分】

- (1) 規程別表第2「1. 個人情報」としては、機構以外の法人その他の団体（他の情報を組み合わせることにより特定可能になるものを含む。）に係る「営業担当者などの氏名や印影」、及び一定の職責以下での「機構職員の氏名や印影」
 - (2) 規程別表第2「2. 法人等情報」としては、機構以外の法人その他の団体（他の情報を組み合わせることにより特定可能になるものを含む。）に係る「当該団体の印影や口座情報」
 - (3) 想定資料（※1）の第一に該当する「市町村識別情報」（※2）を含む団体名や出発地を特定ないし類推させる地名や個別件名の金額のほか、出発地の特定や類推につながる交通機関の便名や個別ルートのコスト
- ※1：規程別表第2「4. 事務又は事業に関する情報」の運用・解釈において、事前に適用対象となる資料を具体的に類型化したもの。この想定資料に該当するかどうかで、公開請求された機構資料の公開の是非を判断する。
- ※2：「正式応募前」又は「国が関係地方公共団体に申し入れる旨を公にする前、又は公になる前」の「市町村等を含む地方公共団体」の「名称若しくは名称を特定する情報」（他の情報を組み合わせることにより特定可能になるものを含む。）を含む資料であって、公開することにより地方自治体との信頼関係を損なうあるいは信頼関係の構築が困難となり、機構の事業の円滑な実施が困難になるおそれがある強い情報。
- (4) 「旅行会社名」については、規程第17条第2項に基づき実施した、第三者意見照会の結果を踏まえ、公開に支障ありと回答した団体名

第3 審議の経緯

- (1) 2024年1月25日 情報公開審査委員会に諮問
- (2) 2024年1月26日 第44回情報公開審査委員会で審議
- (3) 2024年1月29日 原子力発電環境整備機構理事長に答申

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員（座長）秋山 一弘
委員 佐藤 貴夫
委員 新保 雄司